

1 後退用地等の舗装（後退用地等を複断面状に整備した場合）※

| 助成金の額 | 舗装面積1㎡につき | 12,000円 |
|-------|-----------|---------|
|-------|-----------|---------|

※…条例第9条第4項の規定による協議に基づくものを除きます。

2 整備支障物件の除去

| 整備支障物件の種類 | | 助成金の額 | |
|-----------|---------------------------|---|---------|
| 塀 | | 見付面積1㎡につき | 3,000円 |
| 門柱 | | 1本につき | 8,000円 |
| 門扉 | | 1組につき | 5,000円 |
| 設備 | 給排水管その他これに類するもの | 除去（移設に伴う除去を除く。）に要する額。 ただし、施工1件につき250,000円を限度とする。 | |
| | ガス管その他これに類するもの | | |
| | 電柱その他これに類するもの | | |
| 樹木 | 生け垣を構成するもの及び 低木※1以外の樹木 | 1本につき | 13,000円 |
| | 生け垣 | 1本につき | 2,000円 |

※1…低木とは地面との高さが1.2m未満のものです。

3 整備支障物件の移設

| 整備支障物件の種類 | | 助成金の額 | |
|-----------|-----------------|--|----------|
| 塀 | | 見付面積1㎡につき | 14,000円 |
| 門柱 | | 1本につき | 146,000円 |
| 門扉 | | 1組につき | 123,000円 |
| 設備 | 給排水管その他これに類するもの | 移設に要する額。 ただし、施工1件につき250,000円を限度とする。 | |
| | ガス管その他これに類するもの | | |
| | 電柱その他これに類するもの | | |

4 擁壁の除去

| 整備支障物件の種類 | 助成金の額 | |
|------------|-------------|-----------|
| 擁壁（背面土を含む） | 見付面積1㎡につき※2 | 11,000円※3 |

※2…支える土の高さが50cm以上のものとする。

※3…この表による助成金の額は、1,000,000円を限度とする。

5 擁壁の築造

| 整備支障物件の種類 | 助成金の額 | |
|-----------|-------------|-----------|
| 擁壁※4 | 見付面積1㎡につき※2 | 65,000円※5 |

※2…支える土の高さが50cm以上のものとする。 ※4…間知ブロック練積み造、鉄筋コンクリート造など、安全性が確保されている擁壁に限ります。

※5…この表による助成金の額は、3,000,000円を限度とする。

6 道路状整備（後退用地等を単断面状に整備した場合）※

| 整備支障物件の種類 | 助成金の額 | |
|--------------|--------------|----------|
| 側溝の移設（舗装を含む） | 整備間口の長さ1mにつき | 55,000円 |
| 道路内の柵の移設 | 1箇所につき | 162,000円 |

※…条例第9条第4項の規定による協議に基づくものを除きます。

7 電柱移設奨励金※6

| 奨励金の額 | 移設した電柱1本につき | 20,000円 |
|-------|-------------|---------|
|-------|-------------|---------|

※6…後退用地等を除いた敷地内に移設した場合が対象です。

【注意事項】

●協議申請者が行った工事が対象となります。●補助金一覧表で算出した額の合計額と実際に後退整備にかかった費用の合計を比較し、低い方の額を交付します。●上記の補助金額は整備促進補助金交付等申請書を平成29年9月以降に提出した場合が対象です。●補助金は1,000円未満が切り捨てとなるため、補助金の算定額が1,000円未満の場合、交付は行いませんので、ご了承ください。